

## かごしまUIターン移住支援金チェックリスト(R7年度転入者～) 共通及び一般、専門人材、テレワーク、関係人口のどれかに該当していること

### 共通(必須条件)

- 本市に住民票を移す直前10年間の内通算5年以上、東京23区に在住していた方。  
または、東京圏の内条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していた方。
- 住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住または条件不利地域以外から東京23区内へ通勤していたこと
- 令和元年10月3日以後に転入された方
- 転入後3ヶ月以上1年以内での申請であること
- 就職してから3ヶ月経過後の申請であること
- 5年以上継続して居住する意思のある方
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を持つものでないこと
- 日本人である、または外国人であって永住者、日本人の配偶者、特別永住者等のいずれかの在住資格を持つもの

### 一般要件(以下、全てに該当する者)

- かがJobに求人掲載がある(あった)企業への就労 ※応募採用日以前に求人掲載されているものに限る
- 就業場所が薩摩川内市内であること
- 企業等の代表者が、就業する者(申請者)の3親等以内の親族でないこと
- 週20時間以上の無期雇用計画に基づき就労し、申請時において3か月以上在職していること
- 申請日から5年以上継続して就労する意思のあるもの
- 転勤、出向等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
- 目的達成後の解散を前提としたプロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと

### 専門人材要件(以下、全てに該当する者)

- 鹿児島県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業または  
国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した方
- 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること
- 週20時間以上の無期雇用計画に基づき就労し、申請時において3か月以上在職していること
- 申請日から5年以上継続して就労する意思のあるもの
- 転勤、出向等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
- 目的達成後の解散を前提としたプロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと

### テレワーク要件(以下、全てに該当する者)

- 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思で移住したこと
- 本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと
- デジタル田園都市国家構想交付金又はその前歴事業活用した取組の中で、所属先企業から資金提供されていないこと
- 移住先でのテレワーク(原則として恒常的に通勤しない)かつ週20時間以上のテレワークであること

### 関係人口要件(以下、①と②必須、③～⑤のいずれか、かつ⑥～⑧のいずれかに該当する者)

- ①鹿児島県内で就業又は起業(事業承継、二次創業含む)を行う者
- ②転入した日において50歳未満
- ③薩摩川内市移住体験住宅を利用した者
- ④本市に転入する直前の3年以内に2年以上、合計3万円以上のふるさと納税をした者
- ⑤移住フェア等で移住相談を行い、本市の移住・定住希望カルテに登録をした者
- ⑥県又は市が実施する農林水産業に係る研修等に参加し、本市の農林水産業種に就労すること
- ⑦Job!薩摩川内に会員登録をし、Job!薩摩川内に登録されている企業へ就労すること
- ⑧地域づくりを担う自治会または消防団に加入し、地域活動に参加すること

## かごしまUIターン移住支援金チェックリスト(R7年度転入者～)

共通と一般、専門人材、テレワーク、関係人口のどれかに該当

### 必要書類(共通)

- 交付申請書
- 交付申請に関する誓約書
- 個人情報の取扱いに関する同意書
- 申請者の顔写真付き身分証の写し
- 住民票（2人以上の世帯の場合は謄本または対象者を含むもの）
- 移住元の住民票の除票（2人以上の世帯の場合は謄本または申請者と構成員全員を含むもの）
- 預金通帳の写し（移住支援金の振込先とするもの）
- 戸籍（または除籍）の附票（※移住元の住民票の除票で在住履歴が確認できない場合のみ）

### 一般要件

- 就業証明書（様式2-1 一般用）

### 専門人材要件

- 起業支援金の交付決定通知書の写し

### テレワーク要件

- 就業証明書（様式2-2 テレワーク用）

### 関係人口要件(下記のいずれか)

- （移住体験住宅利用者）薩摩川内市移住体験住宅利用承諾書の写し
- （ふるさと納税利用者）寄付金受領証明書の写し
- （移住希望カルテ登録の県内就労の場合）就業証明書（様式2-3 関係人口用）
- （テレワーク含む通常の就労の場合）就業証明書（様式2-3 関係人口用）
- （県内で起業の場合）開業届出済証明証書等の内、移住に際し、鹿児島県内で起業を確認できる書類
- （農林水産業種への研修参加者）研修への参加を証明する書類、就業証明書（様式2-3 関係人口用）